

# 山梨県公報

号外第五十五号

平成三十年

十二月二十七日

木曜日

## 目次

### 選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 政治団体の名称等の届出……………二
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………三

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一三、九六一

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一八三、〇〇四

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

#### 選挙区名

三分の一の数

- 西八代郡……………四、五六七
- 南巨摩郡……………一〇、六三四
- 中巨摩郡……………五、二一八
- 南都留郡……………一二、八五〇
- 甲府市……………五二、二三〇
- 富士吉田市……………一三、八五五
- 都留市・西桂町……………九、八三八
- 山梨市……………九、九四〇
- 大月市……………七、二三七
- 韮崎市……………八、三七九
- 南アルプス市……………一九、七一一
- 北杜市……………一三、六五八
- 甲斐市……………二〇、五四四
- 笛吹市……………一九、四五一
- 上野原市・北都留郡……………七、二五三
- 甲州市……………九、一〇七

山梨県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

平成三十年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
郷土再耕の会	藤本好彦	藤本好彦	南アルプス市秋山六六三―五	平成三十年十一月十五日	平成三十年十一月十五日
世界の手本となる山梨をこせえる会	菊島博樹	菊島博樹	南アルプス市秋山六六三―五	平成三十年十一月十五日	平成三十年十一月十五日
依田かつみとウグイスの会	依田敏夫	依田勝見	甲府市伊勢三―二一七	平成三十年十一月十五日	平成三十年十一月二十日
堀とめほ後援会	堀とめほ	堀とめほ	甲府市北口三―七―八	平成三十年十二月五日	平成三十年十二月五日
笠松ゆきたか後援会幸山会	笠松幸剛	笠松沙つき	中巨摩郡昭和町西条三八三―一	平成三十年十二月七日	平成三十年十二月七日
幸正会	白井真理子	寺本正文	中央市浅利三〇五六	平成三十年十二月七日	平成三十年十二月七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党山梨県宅建支部	田中玉男	小泉 茂		平成三十年九月七日	平成三十年十一月二十九日
旧	山梨県宅建政治連盟	市川三千雄	横内孝文		平成三十年九月七日	平成三十年十一月二十九日
新	東山洋昭後援会	山口武夫	東山仁夫		平成三十年十月七日	平成三十年十月七日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
郷土再耕の会	藤本好彦	藤本好彦	南アルプス市秋山六六三一五	平成三十年四月九日	平成三十年十一月十五日
世界の手本となる山梨をこせえる会	今井ふみ子	今井ふみ子	南アルプス市秋山六六三一五	平成三十年四月九日	平成三十年十一月十五日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
堀とめほ	甲府市議会議員	堀とめほ後援会	甲府市北口三一七―八	堀とめほ	平成三十年十月五日	平成三十年十月五日

山梨県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第四十三号の三）の一部を次のとおり改正する。

平成三十年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 丞

表中「医療法人康麗会笛吹中央病院」を「医療法人社団協友会笛吹中央病院」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番